

新居浜市物品購入入札者心得

新居浜市の発注する物品購入の入札参加者は、指名通知書必携のうえ新居浜市契約規則（昭和39年規則第32号）のほか、契約条項、関係書類、現場等を熟知するとともに次の条項をよく読んで入札をしてください。

- 1 入札書は所定の様式のものを使用すること。
- 2 入札書は、1件ごとに1通を作成し、封かんのうえ、氏名、物品名及び入札書であることを表記して提出すること。
- 3 書類の文字及び印影は明瞭であって、かつ消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載はしないこと。）。)
- 4 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- 5 入札代理人は、入札開始時に、その代理権限を証明する書面（委任状）を提出し、入札執行者の確認を受けること。
また、入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印（スタンプ印（シャチハタなど）不可）を用いること。

入札者	住 所	
	氏 名	
代理人	氏 名	印

- 6 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができるものとする。
 - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ア 入札執行前にあつては、入札辞退届（様式1）を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出して行う。
 - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 7 次の各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (1) 新居浜市契約規則又は入札に関する条件に違反した入札
 - (2) 入札者又はその代理人がした2以上の入札
 - (3) 代理権限のない者のした入札
 - (4) 金額を訂正した入札
 - (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
 - (6) 明らかに連合によるものと認められる入札
- 8 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申し立てができないものとする。
- 9 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命じるものとする。
- 10 開札は、所定の場所および日時に入札者の立ち会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。

- 11 いったん提出した入札書の返還、引換、変更又は取り消しできないものとする。
- 12 入札者中予定価格内で最低価格の入札をした者を落札者とする。
- 13 入札回数は、原則2回を限度とするが、2回で落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、2回を限度として見積移行するものとする。
- 14 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。
- 15 落札になるべき同価格の入札をした者が2人以上であるときは、直ちにくじで決定するものとする。この場合において当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員をして、これに代わり、くじを引かせるものとする。
- 16 入札者は、入札後、新居浜市契約規則、設計書、仕様書、図面、契約条項、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- 17 落札者は、落札の通知を受けた日から10日以内に契約担当または、その代理人に対し契約の締結を申し出なければならないものとする。
ただし、落札者においてやむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。
- 18 落札者が前項に規定する期間内に契約の締結を申し出ないときは、落札は、その効力を失うものとする。
- 19 この心得は、随意契約による見積合わせの場合に準用する。

(様式1)

用紙A4

入 札 辞 退 届

件名

上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。

令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者

印

(宛先) 新居浜市副市長